

平成23年度 木のまち・木のいえ整備促進事業
木のいえ整備促進事業に係る事務事業を実施する者に対する
補助事業の公募についての公示

平成23年3月22日
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、木のまち・木のいえ整備促進事業のうち木のいえ整備促進事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ 本事業は、平成23年度予算の成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、成立前に公募するものです。したがって、平成23年度予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることを予めご了承ください。
- ※ この公募は、木のいえ整備促進事業に係る事務事業を実施する者を公募するものであり、木のいえ整備促進事業により木造の長期優良住宅の建設に係る補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

木のいえ整備促進事業に係る事務事業を実施する者に対する補助事業

(2) 事業目的

本事業は、木のまち・木のいえ整備促進事業のうち木のいえ整備促進事業の実施にあたり必要となる事務事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木のいえ整備促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

木のいえ整備促進事業に係る事務事業の内容

- ① 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、手続きマニュアルの整備
- ② 木のいえ整備促進事業を行おうとする者に対する補助金交付等に係る次の事業
 - ・ エントリー及び補助金交付申請の受付・審査、交付決定
 - ・ 完了実績報告の受付・審査、補助金額の確定
 - ・ 補助金請求の受付・審査、補助金支払いの実施
- ③ 上記①及び②に係る問い合わせの対応 等
(事業内容の詳細については、説明書を参照)

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成23年4月上旬～平成24年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする。

- (1) 本事業を行うに当たっての課題及び重視する点を理解していること。
- (2) 事務事業を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制、現場検査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇
電話 03-5253-8111(内線39422) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール miyawaki-s2vy@mliit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成23年3月22日(火)から平成23年3月31日(木)まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成23年4月1日(金)18:00まで(必着)
期限までに提出がなかった場合は、いかなる理由をとっても不採用となる。
②場所 上記担当部局
③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合はA4サイズとし5部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎 2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」「Microsoft Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4.0～9」の形式に限る。
 - ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
 - ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった

申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。